

# 「ピアサポーター活用業務」提案説明書

## 1 業務名

ピアサポーター活用業務

## 2 業務目的

精神科病院（有床診療所含む。以下「病院」という。）に入院中の精神障がい者（以下「対象者」という。）に対し、ピアサポーターを活用するとともに、適宜、札幌市入院者訪問支援事業と連携することで、対象者の地域生活移行の促進を目的とする。

## 3 業務内容（概要）

別紙仕様書のとおり。なお、仕様の内容は現時点での予定であり、今後、打ち合わせの中で変更する可能性がある。

## 4 業務委託の概要

### (1) 契約期間

令和7年（2025年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日まで

### (2) 契約締結日（予定）

令和7年4月1日

### (3) 予算額

4,600,000円（予算上限額）

※ 本事業は、令和7年度予算で実施するものであり、予算成立が前提となる事業である。

### (4) 契約方法

公募型企画競争により選定された契約候補者との随意契約

## 5 全体的な留意事項

- (1) 企画提案書は、本業務に関する公募型企画競争において、契約候補者決定のための評価対象となる。そのため、企画内容を評価しやすいよう具体的にわかりやすく記述すること。
- (2) 本市の仕様書に示す要求事項に漏れていた場合、該当する評価項目を採点しないので、留意すること。
- (3) 企画内容は、提案者が確実に実現できる範囲で記載すること。企画提案書に記載した内容は、提案金額の中で実施できるものとみなす。

## 6 参加資格

次の各号に掲げる要件をすべて満たすこと。

- (1) ピアサポート及びピアカウンセリングに関する実績とノウハウがある法人格を

有する団体であること。

- (2) 参加意向申出書の提出期限において、札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されていること。または、同名簿に登録されておらず、下記ア～カのいずれにも該当しないこと。

ア 特別な理由がある場合を除くほか、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 札幌市との入札及び契約等において、次のいずれかに該当すると認められる者及びその者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者

(ア) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(カ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

(キ) (ア)から(カ)までの規定により競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ 審査基準日の直前 1 年間に於いて、1 期の決算における製造、販売、請負等の実績高がない者

エ 不渡手形又は不渡小切手を発行して、銀行当座取引を停止された者で、2 年を経過しない者

オ 市区町村税又は消費税・地方消費税を滞納している者

カ 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 7 条に規定する暴力団関係事業者に該当する者

- (3) 事業協同組合等の組合が参加する場合においては、当該組合の構成員が同時に参加していないこと。

- (4) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全でないこと。

- (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日財政局理事決裁）に基づく参加停止措置を受けていないこと。

## 7 参加手続き

- (1) スケジュール（予定）

時 期	手続きの流れ
令和7年3月4日 17時00分	<p>■企画競争参加意向申出書（1部）及び企画提案書等（正本1部、副本7部）の提出期限（郵送または持参）『当日必着』</p> <p>※ 企画提案書のみワードデータの提出も必要</p>
令和7年3月上旬	<p>■一次審査（参加資格の確認）</p>
令和7年3月21日 10時00分	<p>■最終審査（企画提案書等の精査・企画提案・ヒアリング） ピアサポーター活用業務企画競争実施委員会（札幌市が設置。以下「企画競争実施委員会」という。）を開催。一次審査を通過した応募者の指定協議書等の精査・企画提案・ヒアリングを実施します。</p>
令和7年4月1日	<p>■委託開始【委託期間：契約締結日～令和8年3月31日】</p>

(2) 提出書類（上記の期限までに担当部局へ持参又は郵送により提出すること）

ア 企画競争参加意向申出書 1部（様式1）

イ 企画提案書 正本1部、副本7部

ウ 法人概要書 1部（様式2）

エ 業務費内訳書（積算書） 1部

・ A4版、片面印刷、様式自由、必要枚数とする。

オ 個人情報取扱安全管理基準適合申出書（様式3）及び当該申出書に係る必要書類

カ 令和4～令和7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されていない者は、以下の書類を提出すること。

・ 申出書（様式4）

・ 誓約書（様式5）

・ 登記事項証明書 ※発行日より3か月以内。写し可。

・ 直近年度（年）の納税証明書（「市区町村税」「消費税及び地方消費税」の未納がない旨の証明） ※発行日より3か月以内。写し可。

・ 財務諸表（直近1事業年度の貸借対照表及び損益計算書）

(3) 留意事項

ア 企画提案書は、札幌市の関係部局の職員、外部有識者等で組織する企画競争実施委員会において、評価基準に基づき採点し、委託候補者を選定するための評価対象とする。このため、企画提案内容は具体的に分かりやすく記載すること。

イ 札幌市が提供した資料は、札幌市の了承なく公表、使用することができない。

ウ 期限を超えての提出のほか、差し替え、変更、再提出は認めない。

エ 提出書類は返却しない。

オ 本企画競争に係る経費は、すべて応募者の負担とする。

カ 書類の著作権は提出者に帰属するが、札幌市が本件の選定の公表用に必要な場合には、札幌市は書類の著作権を無償で使用することができる。

キ 提出された企画提案書等は、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）の定めるところにより、公開する場合がある。

ク 応募者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで（委託候補者にあたっては契約を締結するまで）の間に、下記のいずれかに該当する場合は、最終審査の対象としない、又は契約候補者としての選定を取り消す。

- (ア) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合
- (イ) 企画提案のとおり業務を実施できないことが明らかになった場合
- (ウ) 参加者及びその関係者が選定結果に影響を及ぼすような不誠実な行為を行った場合
- (エ) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は、満たさないこととなった場合
- (オ) その他、札幌市が不適切と判断した場合

## 8 選定方法

契約候補者の選定は、企画競争実施委員会において、提出書類及び企画提案の内容を総合的に評価した上で行う。

### (1) 一次審査（参加資格の確認）

上記5参加資格に基づく審査（参加資格の確認）を行い、確定後速やかに参加資格の確認結果を応募者全員に書面により通知する。

### (2) 最終審査（企画提案・ヒアリング）

一次審査を通過した応募者を対象に契約候補者の選定を実施するため、企画競争実施委員会において、提出書類及び次に掲げるヒアリングの内容を総合的に評価した上で行う。

なお、評価の結果は、評価終了後、速やかに参加者全員に対して書面により通知する。契約は、総合的に最も優れていると判断される参加者と、随意契約により行うことを原則とする。

ただし、企画提案に当たり、虚偽の記載及び申告など、不正とみなされる行為を行った場合は契約の相手方としない。また、契約内容は、企画提案の内容を基本とし、選定後に札幌市との協議により決定するものとする。

#### 【ヒアリング審査】

##### ア 日時・場所

令和7年3月21日 札幌市役所本庁舎での実施を予定。詳細は別途通知する。

##### イ 実施方法

- (ア) 出席者は提案書の作成に関与された方で、事業管理者となる予定の方、または、実務に携わる可能性のある方とする。
- (イ) 持ち時間は20分（説明10分、質疑10分）を想定している。
- (ウ) 事前に提出された企画提案書に基づいて行うものとし、資料の追加提出は認めない

## 9 評価基準

(1) 下表に示す評価項目による総合点数方式とし、企画競争実施委員会委員の評価の

合計点数が高い順に契約候補者とする。なお、合計点数が同点の場合は、企画競争実施委員会で協議の上、選定するものとする。

評価項目	評価の視点	配点 (100点満点)
業務実績	提案者の所属団体のピアサポーターに、どのような活動実績があるか	10点
	業務の円滑な実施が可能と判断できる程度に、精神障がい者への相談支援の実績や精神科病院との連携実績があるか	20点
業務に関する内容	想定する回数の活動ができるよう、従事するピアサポーターの支援や、精神科病院等の連絡調整を円滑に行える人員（ピアサポーターの指導技術（経験）や関係機関等との連絡調整の経験（ノウハウ）が豊富な人材）を確保できる具体的な方策などがあるか。	20点
	精神科病院に対し、当該事業及びピアサポーターをどのように周知し、理解促進に取り組むか	20点
	精神科病院をはじめ相談支援事業所、行政や札幌市入院者訪問支援事業受託者等との連携・協力体制をどのように構築するか	10点
	業務の年間実施スケジュールが計画的で、適切な構成となっているか	10点
	業務の効果測定、課題及び改善策の精査（提案）を行っているための方法が具体的で効果的なものとなっているか	10点

#### ア 評価点

評価の視点を参考にしながら、次のとおり5段階評価を行うものとする。なお、項目に記載のないものは0点とする。

- ・ 10点「特に優れている」
- ・ 8点「優れている」
- ・ 6点「普通（標準）」
- ・ 4点「やや不十分」
- ・ 2点「不十分」

#### イ 換算ウェイト（傾斜配分）

評価対象項目のうち、業務実施にあたり、特に重要と判断される項目については、評価点に2.0を乗じて配点を決定する。

- (2) 満点の6割を最低基準点と定め、これに満たない場合は契約候補者としなない。
- (3) 参加者が1者であった場合は、最低基準点を超えた場合に限り、契約候補者として選定する。

## 10 参加資格等についての苦情の申立て

参加資格を満たさない又は満たさないこととなった旨の通知を受けた者は、その通知を受けた日の翌日から起算して10日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に書面により苦情の申立てを行うことができる。

## 11 評価についての疑義の申立て

応募者は、自らの評価に疑義がある場合は、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に書面により疑義の申立てを行うことができる。

## 12 質疑

本業務に関する質問がある場合は、令和7年2月20日（木）17時00分までに、質問書（任意様式）に要旨を簡潔にまとめ、電子メールにて担当課まで送付すること。

なお、回答は質問者に対して個別に行うが、広く公開すべきと判断したものについては、ホームページに掲載する。

【送付先アドレス：kobetsushien@city.sapporo.jp】

### 【担当部局】

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎3階 札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課 担当：品川 電話：011-211-2936／FAX：011-218-5181 メールアドレス：kobetsushien@city.sapporo.jp
--